

神奈川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県青少年保護育成条例施行規則（平成22年神奈川県規則第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イ中「強制性交等」を「暴行又は脅迫を用いて行う性交、肛門性交又は口腔性交」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。